# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成31年３月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社エル・ティー・エス |
| 【英訳名】 | LTS，Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　樺島　弘明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区新宿二丁目８番６号 |
| 【電話番号】 | ０３－５３１２－７０１０（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経営企画室担当　小松　裕之 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区新宿二丁目８番６号 |
| 【電話番号】 | ０３－５９１９－０５１２ |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経営企画室担当　小松　裕之 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成31年３月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成31年３月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに取締役及び取締役会に関する規定の一部変更等を行うものであります。

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

樺島弘明、李成一、亀本悠、上野亮祐の計４名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

武村文雄、粟田敏夫、高橋直樹の計３名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、武村文雄、粟田敏夫及び高橋直樹は社外取締役であります。

第４号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額１億5,000万円以内と定めるものであります。

なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まないことといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬額を、年額3,000万円以内と定めるものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成(反対)割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案<br>定款一部変更の件 | 27,037 | 44 | 0 | (注) １ | 可決　99.84 |
| 第２号議案<br>取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件 | | | | (注) ２ | |
| 樺島弘明 | 27,026 | 28 | 0 | | 可決　99.90 |
| 李成一 | 27,016 | 29 | 0 | | 可決　99.89 |
| 亀本悠 | 27,015 | 31 | 0 | | 可決　99.89 |
| 上野亮祐 | 27,015 | 31 | 0 | | 可決　99.89 |
| 第３号議案<br>監査等委員である取締役３名選任の件 | | | | (注) ２ | |
| 武村文雄 | 27,016 | 32 | 0 | | 可決　99.88 |
| 粟田敏夫 | 27,025 | 31 | 0 | | 可決　99.89 |
| 高橋直樹 | 27,031 | 28 | 0 | | 可決　99.90 |
| 第４号議案<br>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件 | 27,005 | 76 | 0 | (注) ３ | 可決　99.72 |
| 第５号議案<br>監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 | 27,007 | 74 | 0 | (注) ３ | 可決　99.73 |
| 第６号議案<br>取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 | 24,057 | 3,024 | 0 | (注) ３ | 可決　88.83 |

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。